

第104号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第20条第4号」を「第13条の2第2号、第20条第4号」に改める。

第10条第1項第3号中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（法人の県民税の減免）

第13条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、法人の県民税を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者
- (2) その他知事が特別の事情があると認める者

第24条第2項中「第73条の25第1項」の次に「（法附則第11条の4第2項及び第4項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項並びに法第73条の27の7第3項」を「及び法第73条の27の6第2項」に改め、「（法第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）」を削る。

第26条第3号中「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に改める。

第28条第3項第1号ア中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

第74条第1項中「10万円」を「50万円」に改める。

第75条中「3万円」を「10万円」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 法第74条の10第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規

定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者

(6) 法第122条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出
期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者

附則第7項中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第3号、第74条第1項及び第75条の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例第13条の2第1号の規定は、平成23年3月11日以後に発生した天災その他これに類する災害に係る法人の県民税の減免について適用する。